

2025 年度 東播父母の会規約

(名 称)

第 1 条 本会は東播父母の会と称し、事務所を園内におく。

(目 的)

第 2 条 本会はとうばんの森こども園園児の保護者及び職員が一体となり、園と家庭との連絡を密にし、園児に対する正しい理解を深め幼児教育の向上を図ることを目的とする。

(会 員)

第 3 条 会員はとうばんの森こども園園児の保護者で構成する。

(事 業)

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。
1) 園の行事に対する積極的な援助と参加
2) 家庭と園との連絡の推進を図る
3) 会員相互の親睦と研修会
4) その他必要と認められる事業

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員をおく。
1)会 長 1 名
2)副 会 長 1 名
3)会 計 2 名 (ただし 1 名は職員とする)
4)会計監査 1 名
5)幹 事 若干名

(役員の任務)

第 6 条 本会の役員の任務は次のとおりとする。
1)会長は本会を代表し、会務を執行する
2)副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその任務を代行する
3)会計は本会の経理に関する事務を遂行する
4)会計監査は会計を監査する
5)幹事は重要協議に参加し、本会の推進を図る

(役員会)

第 7 条 6 月上旬に役員を決め、規約、その他重要事項を決定する。
1)会長は会員の3分の1以上の要求があれば臨時総会を開かなければなら
ない
2)役員会は必要に応じて開く

(経 費)

第 8 条 本会の経費は、会費及び寄付金による。
会費：1ヶ月 園児1名につき 500 円

(会計年度)

第 9 条 本会の会計年度は毎年 4 月に始まり、翌年3月に終わるものとする。

(規約改正)

第 10 条 本会規約は役員会にはかり2／3以上の承認をもって改正することができる。

(施 行)

第 11 条 本会規約は 2025 年 4 月より適用する。

《 父母の会慶弔規定 》

1. 会員の場合

◆会員が死去した場合
香 料 10,000 円
生 花
参列者 全役員

2. 園児の場合

◆園児が死去した場合
香 料 10,000 円
生 花
参列者 全役員・園児代表
◆園児が疾病、傷害等で1ヶ月以上入院及び、欠席した場合
見舞金 5,000 円

3. 前項に定めるもののほか必要な事項は役員会に於いて定める。

4. この規定は 2025 年 4 月から実施する。

上記の香料、見舞いの返しは無しとする。

2025 年度 父母の会役員一覧

役職名	組	氏 名	役職名	組	氏 名
会 長	こすもす	梅澤 里衣	幹 事	ゆり	三方 統子
副会長	すみれ	奥村 真弓	幹 事	さくら	北脇 美由貴
会 計	ひまわり	齊藤 喜香	幹 事	もも	大浦 綾花
会計監査	きく	藤本 香緒里	幹 事	りんご	井上 仁美
幹 事	うめ	高橋 亜希子	幹 事	たんぼぼ	松下 美香
幹 事	れんげ	岡野 直美	幹 事	つくし	中村 みなみ